

議案第14号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「従業員（短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者をいう。別表において同じ。）を含み、技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する技能実習の在留資格をもって在留する外国人をいう。）を除く。次号において同じ。）」を「従業員」に改め、同条第7号及び第8号を次のように改める。

（7）正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結している従業員であって、常勤のものをいう。

（8）短時間労働者 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に定める者をいう。

第2条中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9）技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項に規定する技能実習の在留資格をもって在留する外国人をいう。

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第5条第3項中「前条第1項第9号」を「前条第1項第8号」に改める。

第7条第1項第1号中「5億円」を「10億円」に、「3億円」を「、5億円」に改め、同項第2号中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条第1項ただし書中「1億円」を「5,000万円」に、「次項に規定する交付額を超える部分について、次年度以降」を「当該奨励金を10年以内の期間」に改め、同条第2項中「初年度」を「各年度」に、「1億円又は当該指定事業者に係る用地取得奨励金の額のいずれか高い額とし、次年度以降の交付額は、1億円」を「5,000万円又は当該指定事業者に係る奨励金の総額に100分の10を乗じて得た額のいずれか高い額」に改める。

附則第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表1の項を次のように改める。

1	企業立地促進奨励金	新規雇用従業員（短時間労働者を含み、技能実習生を除く。以下この項及び7の項において同じ。）が20人（中小企業者にあつては、10人）以上のとき。	市が評価した額の100分の5（中小企業者にあつては、100分の10）以内の額	5億円
		新規雇用従業員が20人（中小企業者にあつては、10人）未満のとき。	市が評価した額の100分の2.8（中小企業者にあつては、100分の5.6）以内の額	

別表2の項中「新たな事業展開（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。）の中分類以上の変更をいう。）に伴う増設若しくは移転又は新設」を「新設」に、「1億円」を「5,000万円」に改め、同表3の項中「2億円」を「1億円」に改め、同表4の項中「交付要件額の100分の2」を「市が評価した額（家屋の取得に係るものに限る。）に、企業の立地に伴う建設工事に係る請負契約の金額の総額のうちに交付要件額

の占める割合を乗じて得た額の100分の2.8」に改め、同表5の項を次のように改める。

5	雇用促進奨励金	企業の立地に伴い本市に転入した新規雇用従業員及び配置転換従業員（いずれも正規雇用従業員に限る。以下この項において同じ。）の合計数が3人（中小企業者にあつては、1人）以上のとき。	企業の立地に伴い本市に転入した新規雇用従業員及び配置転換従業員1人につき50万円	5,000万円
---	---------	------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	---------

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7	ICT関連誘致奨励金	情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人以上のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料（12月を限度とする。）並びに当該事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用をいう。）の合計額の100分の50以内の額	300万円
		情報通信の技術を活用した規則で定める産業を営む企業の立地に伴う新規雇用従業員及び配置転換従業員の合計数が2人未満のとき。	事業所開設に伴う土地及び家屋の月額賃借料（12月を限度とする。）並びに当該事業所開設に要する費用（改装費用、情報通信関連機器の設置費用その他市長が認めた費用をいう。）の合計額の100分の30以内の額	100万円

別表中8の項を削り、9の項を8の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施する事業並びに市と企業の立地に関する協定を締結した事業者が当該協定に基づき実施する事業（いずれも投下固定資産総額が30億円を超えるものに限る。）については、なお従前の例による。

#### 提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、令和10年度まで期間を延長するとともに、奨励金の交付要件等を改めることにより、企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大及び財政支出の適正化を図るため、本案を提出する。